

災い転じて「復」となす ～猛暑日の骨密度測定、地域の方々のために～

令和5年度の県・那須塩原市総合防災訓練が9月3日、那須塩原市の那珂川河畔公園にて行われた。

医療や消防、電力などのライフライン関係機関、企業に加え、今年度はWEB展示を含めた約100団体、訓練参加者千人以上が大規模災害発生時の対応や連携などの訓練を実施した。また、一般来場者も千人を超えた。

今年度は降り続く記録的な豪雨により、河川の増水・土砂崩れが発生し、家屋の倒壊や濁流に車両が巻き込まれるなどの被害や、ライフラインにおいても甚大な被害が発生している状況を想定し、初動や救助などの訓練が行われた。

本来であれば、日本赤十字社栃木県支部接骨・整骨災害救護奉仕団として救護活動や搬送の訓練、骨密度測定検査なども含め、当会から毎年20人以上が参加するところ、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行して間もないため通常開催に至らず、訓練の一部が縮小されたため、今年度は田代会長、高野学術部長、小森広報部長、大橋那須支部長と副支部長である筆者の5人が参加し、骨密度無料測定検査と健康相談のみを行った。



午前中3時間の実施時間中、訓練参加者や一般来場者がほぼ途切れることなく当ブースに訪れ、計138人を測定した。

測定された方には、検査結果を記載した冊子を配布しているが、その冊子を持参し前回の結果と照らし合わせる方もいて、当会の活動への認知と関心の深さを感じた。

福田富一県知事や築和生衆議院議員も当ブースに来場され、当会の活動に対し激励の言葉をいただいた。

残暑が厳しい中、災害救護用の長袖長ズボンのユニフォームを身にまとい、汗だくでの活動だったが、災害や健康への意識が高い方々との触れ合いに感銘を覚えると同時に、当会が柔道整復師の特性を生かし、県内の災害救護の一翼を担えることに誇りと責任を感じた。

またいつ発生するか分からない未曾有の大災害。心身ともに準備を整えるためにも訓練の重要性は言うまでもない。当会から一人でも多く訓練経験者を増やし、県民の力に、希望になれることを願いたい。

広報部 古内秀直

総合診療と柔道整復師

社会医療法人中山会鷺谷記念病院

院長 渡邊 博

医学の進歩は、私たちの生活に多大な恩恵をもたらしています。医療の高度化に伴い、心臓や肺、脳、胃、腸など臓器別の縦割り、専門分化が進みました。一方で、「木を見て森を見ず」というような、病気を診て人を診ないという現象も生じていて、これは大変残念なことです。

最近、「総合診療」という言葉がよく聞かれるようになってきました。あまりにも専門化・細分化し過ぎた近年の医療の中で、特定の臓器や疾患に限定せず、まず全人的に人を診て、さらにその人の生活にも寄り添うような医療が求められるようになってきました。

その答えの一つが「総合診療」です。専門化・細分化とは正反対、つまり何でも診てくれて、すぐに相談にのってくれる医療ということになると思います。日本の社会は少子化が進み、高齢者が増加しています。総合診療は必ずしも高齢者医療に特化しているわけではありませんが、その重要性はますます大きくなっていると言えます。

柔道整復師は「骨折・脱臼・打撲・捻挫などのケガを手術や薬を使わずに治療する、国家資格を持つ医療技術者」で、地域の中では整骨院・接骨院だけでなく、病院や介護・福祉施設、スポーツの現場などでは、なくてはならない存在として活躍しています。プライマリーケアとして、ケガの予防や疾病の予防にもその役割が大きくなっています。

高齢化が進んだ現在では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」体制の仕組みづくりが進んでいます。

地域医療については、これまでの病院中心の医療システムから地域全体で患者さんを支える医療システムが必要となり、新たな地域連携が構築されてきていますが、医療・介護など多職種の連携がなければこれは実現できません。その中であって健康寿命を延ばし、介護予防を行って高齢者の生活の質を確保するためには、総合診療だけでなく柔道整復師も欠かせない存在と言えます。

日本の社会は少子高齢化が進み、健康に関わる問題については、まず初めに適切な対応を行い、総合的に患者さんを診ることが重要になっています。高齢者は複数の疾患を抱えて生活をしていることが多く、そのため一つ

の専門診療科では解決できないことが問題です。まさにこのような問題に応えるのが総合診療科と言えます。

総合診療は、さまざまな問題を抱える患者さんの最初の窓口になります。そして、多職種連携でも中心的な役割を担うことになります。特にこれからの高齢者医療に関しては、総合診療の重要性は大きくなりますが、同時に柔道整復師の役割も大きくなっていくと思われます。

地域の人々に質の高い医療を提供し、より良い生活環境を提供するために、柔道整復師の活躍を大いに期待したいと思います。

研究結果に膝を打ち

第61回栃木県公衆衛生学会

9月5日に栃木県庁昭和館において令和5年度栃木県公衆衛生学会が行われました。

今回も公衆衛生分野の幅広いトピックの中から、公衆衛生事業関係者らが、それぞれの専門分野に焦点を当て、健康および環境問題に関する研究成果を発表しました。当会からも学術部の鈴木勝仁会員が、「県内の接骨院・整骨院を訪れた膝痛患者の分析」を発表しました。

膝痛は広く知られる健康問題であり、接・整骨院でも多くの患者が施術を受けています。この論文は、痛みの原因・年齢層・膝痛症状の罹患歴・運動歴などの細かなデータを分析し考察したものです。

膝痛は、若年者から高齢者まで幅広い年齢層で見られ、痛みの原因もさまざまです。また、中年期から高齢期になるにつれて罹患率も高くなり、症状の改善も緩慢になることが明らかになりました。その要因となっているのは、主に運動能力と筋力低下であると説明しました。そして、これからの柔道整復師は膝の痛みを取り除く施術だけでなく、筋力やバランス感覚の改善など、膝痛予防のための指導をして運動機能を向上させていくことが重要だと結論付けました。

その後の質疑応答では、栃木県医師会副会長の小沼一郎先生から、男女の罹患率において、女性の発症が多い理由についての質問がありましたが、「運動量や日常生活動作の違いのほか、閉経後のホルモン低下による骨量の減少とそれに伴う関節の変形などが主な要因ではないか」と、的確な回答をしました。



今回の研究では、対象患者の事例が少ないことを反省点にしながらも、その分析結果の信憑性は高く、柔道整復師だけではなく、医療に携わるすべての業種の問題解

決の指針になると感じるとともに、膝痛の症状改善には私たち柔道整復師が不可欠であると認識できる素晴らしい研究論文でした。

第 63 回県公衆衛生大会保険衛生事業功労者（敬称略）

●知事表彰

星英康世（宇） 大嶋孝幸（栃） 高村嘉一（足）
星野敏和（小） 藤田 功（塩）

●大会長表彰

河津 裕（宇） 櫻田安孝（栃）
滝田藤夫（塩） 榊原賢治（那）

学術部 瀬端邦章

当会“ほけんの窓口”にご相談を

8月19日、長尾日整会長、竹藤同副会長、各都県会長・保険部長が参加する「東京都・関東ブロック会保険担当者会議」が行われました。

長尾会長は、「日整の保険業務の現況と展望」という講演の中で、①患者さんである国民からの信頼と協調、②支払い側である保険者からの信頼と協調、③内閣をはじめとする都道府県、市区町村である行政からの信頼と協調、④業界内外の関連機関からの信頼と協調、⑤業界を構成する柔道整復師からの信頼と協調（日整広報夏号参照）の5つの「信頼と協調」こそが、柔整業界がこれまで存続できた理由であると話しました。

また、各施術所での実態調査の重要性とそれに伴う情報発信内容の見直しの必要性のほか、インバウンドマーケティングや今後の柔整師の支給基準についても触れました。

保険担当者会議では「医科との併給と患者調査について」を議題に、各都県保険担当者から報告がありました。

栃木県の現況は、2023年上半期で「医科との併給」の返戻が149件、「投薬期間との重複施術」の返戻が79件ありました。全体の返戻率からみるとその割合は低いものの、ここ最近は増加傾向にあります。

不支給や減額に対し、健康保険組合に直接問い合わせをしても、個人情報保護法の観点から回答を拒否されるケースもあります。

各都県においても「医科との併給」による返戻・不支給・減額などへの対応策や、返戻率の多い健保組合のリスト作成などの報告がありました。

「医科との併給」「患者調査」においても、一律した基準が定まっておらず、保険者判断となっています。このような理不尽な対応には、業界としても法令および関係通知と照らし合わせ、適正な判断を求めています。

栃木県からは、令和5年9月から「後期高齢者医療運営懇談会」の委員として、県内医師会・歯科医師会・薬剤師会と共に組織運営にかかわることになったことのほか、保険証の切り替え時に県民に配布されるリーフレット「接・整骨院にかかるとき」の制作の際には事前通達してもらい、県内協会けんぽ・後期高齢者医療広域連合・国民健康保険団体連合会と、その記載内容に関して協議できるスタンスを保っていることを報告しました。

これらについては、他都県からも「参考にしたい」「興味深い」という意見が多々ありました。

当会保険部も、「医科との併給」による不支給・減額事案には、文書作成などについてサポートさせていただきますので、その際にはご連絡願います。

～今月の保険 Q&A はお休みします～

保険部長 鈴木忠夫

会員からの報告③

意外とアクティブ、ケガ多し

●シャルコー・マリー・トゥース病（CMT）

CMT は、遺伝子の異常により末梢神経が損傷し、手足の筋力や感覚の低下が起こる「末梢神経疾患」で指定難病です。



手足の筋萎縮がゆっくり進行し、感覚が鈍くなる・足や足趾の変形と関節の運動障害・鶏歩・スリッパが脱げやすい・段差でつまずく、手では書字やボタンかけが行いづらなどの症状がみられます。足の筋力低下や変形が原因で、足関節の捻挫や骨折をすることもあります。

しかし、多くの人は自力歩行や杖歩行が可能で、職種にもよりますが、仕事などを続けることもできますようです。また、筋力維持のための適度な運動は推奨されています。

《症例紹介》

41 歳・男性、職業は鳶職。右足に CMT の症状があり、凹足・鉤爪趾・下垂足・コウノトリ様脚変形（下腿の筋萎縮）と軽度の鶏歩がみられます。

自覚症状があまりなかった 30 歳までは総合格闘技の選手でした。



右足回外足になっているが、じつは左足も症状が出始めているらしい。

当院への最初の来院は 2019 年 10 月（当時 37 歳）で、1 か月前に何かにつまずいて転倒し、右足関節を捻挫したものでした。ただし、鳶の仕事で傾斜のある屋根上を歩いていたために、内反運動が繰り返され、すでに亜急性外傷はあったようです。

主訴は足関節外側の疼痛で、内反変形・外果周囲の腫脹・外反および背屈運動障害・歩行時痛がありました。処置は、通常の内反捻挫と同様に内反制限のテーピングをしましたが、テーピングをすると痛みが軽減し、歩行も安定してかなり楽だったようです。この時は、まだ CMT の確定診断はなく、前医の整形外科では「内反足」の診断がありました。



歩行時の右足着地は回外位となっているが（左）、荷重時は安定している（右）。腓腹筋から遠位が萎縮して細いことがわかる。

2020 年 7 月には、起床直後の起立時に右足を傷め来院しましたが、下垂足による捻挫を考え、テーピングによる関節固定をしました。

この日、5 月に専門医により CMT と診断されたとの報告を受けました。

翌年 5 月に来院した際には、内反制限に特化したサポーター（ダイヤ工業社製・バリアスアングル）を使うことで ADL、仕事ともに良好な結果が得られています。

今年 8 月には、なんとジムのトレッドミルでランニングをしたために右足関節を傷めたと来院しました。個人差はあると思いますが、意外とアクティブな生活を送れるようです。

一見、柔整師には関係ないかのような指定難病、遺伝性末梢神経疾患にも、CMT のように業務範囲内のケガでかかわることもあります。このようなときのための新学術部シリーズ、一読の価値ありです。

※ CMT については「とちのき」2023 年 5・6・10 月号の新学術部シリーズに掲載。

宇都宮支部 小野塚和史

真の適正化とは 2

現行の支給基準については、「請求」および「受領」に関する部分にも問題がある。改めて記載するまでもないと思うが、「柔整療養費支給基準」には受領委任の取扱いをする団体の「協定」あるいは個人の「契約」という二つの選択肢しかない。

「協定」を選んだ柔道整復師は、各都道府県公益社団柔道整復師会の会長への委任をすることで、協定柔道整復師となり、その請求と受領は、協定に従って公益社団柔道整復師会がまとめて保険者へ請求し、その請求額の受領も行う。社団は受け取った全会員分の請求金額を各会員へ振り分けることになっている。

一方、「契約」を選んだ柔道整復師は請求および受領を自分自身で行うという内容で契約をしている。これが、支給基準に記載されている重要な真実だ。

ところが、「契約」においては、この最も根本的な部分が守られていないケースが多いのだ。というのは、個人契約者と保険者の間に締結されている「契約」内容には介在するはずのない「請求代行業者」が存在してしまっている。そのため、「協定」で規定されている協定団体（公益社団法人）と協定柔道整復師（社団会員）という関係と同じであるかのように、個人契約者の請求と支払い分を、この請求代行業者がまとめてしまっているのだ。

現在、こうした「契約」に違反した行為が平然と行われている。請求も受け取りも自分自身で行うというのが「契約」であるにもかかわらず、その取りまとめを規定に存在しない外部の営利企業に委託してしまっているという構図だ。これは民法上「復委任」に当たり、明らかに「契約」の主旨に反している。

ここを定められた規定どおりに運用すれば、数年前に起きた請求代行業者代表による数億円もの詐欺事件は絶対に起こらなかったはずだ。

さらに問題なのは、現行の「支給基準」には、請求額が支払われる際の受領方法については「申請書に記載された指定口座」に振り込まれることとされている。

本来「契約（個人）」をした柔道整復師は、患者から

受領委任を受けた施術管理者自身が請求額を受け取ることを前提としている。つまり、申請書に記載される「指定口座」は、施術を担当し患者から受領委任された施術管理者自身の銀行口座が記載されるべきだが、現在の支給基準にはその指定が明確にされていないばかりか、

「記載されている口座」とあって、第三者の口座が申請書に記載されていたら、そこに振り込むことになってしまっているのだ。

おそらく、個人契約が創設された当時には、施術管理者以外の口座を記載すること自体が想定されていなかったに違いない。だから、保険者としては、施術に関与していないまったく別人の口座がそこに記載されていた場合、それがもし反社会的勢力であってもそこに振り込むしかないのが現実なのだ。ここが、支払いに関して不正が発生する最大の問題点となっている。

先述したように、請求代行業者による柔整療養費の着服事件が発生している。こうした請求代行業者による不正のメカニズムを問題視し、その再発を防ぐ方法を構築するために、「専門委員会」では「施術管理者に確実に療養費を支払うための仕組み」をあえて検討課題として提案されている。

しかし、すでにお気づきだと思うが、実はその解決方法はいたって簡単だ。個人「契約」の支払先口座を「施術管理者に限定」すればいいのだ。そうすれば、受領委任制度の規定に存在していない請求代行業者が患者と施術管理者との間に入り込むことも療養費を搾取することもできなくなり、この問題は解決するはずだ。しかも、それは決して難しいことではない。

受領委任取扱い規定には、「協定（団体）」と他者への委任をせず個人で請求と受領を行う「契約（個人）」の違いが最初から明確に設定されて、「契約」柔整師は「他者に委任しない」ことで受領委任の「契約」をしているのだ。これこそが「規定どおり」ということになる。

参考：東京都柔道整復師会広報誌Compass
<https://www.tjs.or.jp/compass/index.html>

とちのき 10月号において表記に誤りがありました。
お詫びして訂正申し上げます
3ページ第9発表
誤) 中村祐一郎 先生 正) 中村佑一郎 先生

My Box 支部リレー投稿

第235走者 小山支部 渡邊浩人

人生のバイブル

私には人生のバイブルとなっている漫画が2作あります。

一つ目は石塚真一先生の『BLUE GIANT (ブルージャイアント)』です。



主人公の「宮本大」が世界一のサックスプレイヤーを目指す物語で、日本からヨーロッパ、そしてアメリカへと舞台が広がります。

この漫画をバイブルにしている理由は、主人公のあの生き方です。

大は世界一を目指し、毎日ひたすらサックスの練習に没頭し、ライブでは先のことを考えず、その時のすべてを出し切ります。まさに、毎日を全力で生きているのです。私は甘えてばかりで全く実践できていませんが、そんな大の生き方をいつも目指し、理想としています。

もう一つは井上雄彦先生の『リアル』です。

車いすバスケットボールを題材にした漫画で、バイク事故から高校を中退し、生き方を見失った「野



宮」、短距離走の有力選手だったが骨肉腫になり右足を失った「戸川」、なんでも卒なくこなし優秀だったが、事故で

半身不随になってしまった「高橋」の3人が主人公の物語です。

彼らが困難を乗り越えていく場面、自分の殻を破っていく場面など、数々の心に響く名シーンには、物事への見方や考え方の参考になることがたくさんあります。考えが行き詰まったり、前向きになれないときだけでなく、何気なく手に取って読んだときでも、不思議と元気を与えてくれる素敵な作品です。興味のある方はぜひ読んでみてください！

今回は芳賀支部にバトンタッチです。

支部だより

鹿沼支部

やっと鹿沼に秋が来たっぺ

新型コロナウイルスの影響で中止されていた「鹿沼秋まつり」が10月7日・8日の2日間、5年ぶりに開催された。

秋の風物詩として鹿沼市民の間に定着している秋まつりは、那須烏山市の「山あげ祭」とともに、2016年にユネスコ無形文化遺産に登録されている。



初日は午後0時30分から、同市今宮神社に屋台を引き入れる「繰り込み」、午後5時から「繰り出し」6時30分からは「ぶっつけ」を各所で行った。

8日は、午後2時から「屋台揃い曳き」が始まり、5時30分からは「一斉麒麟」が行われた。「麒麟」とは4車輪の屋台下部からジャッキで屋台を持ち上げる方向転換、これを一斉に行う光景は壮大だ。



「ぶっつけ」は、市内各所の交差点で6台ほどの屋台が鼻を突き合わせ、お囃子の競演を披露するもので、周りの若衆は屋台に張り付き、威勢よくお囃子の応援をする。この競演は夜10時ごろまで各所で行われ、まつりは最高潮に達する。

鹿沼の屋台は、全面が「豪壮な彫刻」と「緻密な彫刻」で飾られている点や、骨組みの部分に筋交いなどを有しない構造が特徴とされ、二百年の時の流れを経て、現在に至っている彫刻屋台を見るだけでも一見の価値ありだ。

通信員 藤田好美

オリンピックのたまごを サポート

9月2・3日、「第9回全国小学生フェンシング選手権大会」が日環アリーナ栃木で開催されました。

全国から予選を勝ち抜いてきた、男女合わせて549人の可愛いフェンサーたちが、ここ栃木の地に集まりました。

今大会では、私は救護員として参加しましたが、全国大会ということで、東京から派遣された医師、地元からの養護教諭と共に3人で救護に当たりました。

医師は、柔道整復師に対してとても理解があり、救護所では、成長期のトレーニングや執筆中のフェンシングの競技中のケガに関する論文の内容などの話ができて大変勉強になりました。

フェンシングに関して医師からの質問に答えたり、選手の写真が撮りたいと言われればモデルを用意したりと少しはお手伝いもできたかと思います。

競技は学年別に3種目あり、小学生とはいえ、5・6年生の部は各種目とも見てたえのある試合を見せしてくれました。救護員のためしっかりと試合を見られませんでした。この中から将来のオリンピックが誕生すること間違いなしです。

3・4年生クラスは、まだ体も小さく、剣に振り回されている感がありましたが、時折見せる鋭い剣さばきには、本当に将来が楽しみになりました。



そんな中、女子エペの部で栃木県代表、上三川フェンシングクラブの石崎結衣選手が優勝に輝きました。多くの日本代表選手を輩出する同クラブが、また一人優れたフェンサーを育ててくれました。

救護状況は、心配していた熱中症も医師の助言で会場内を見回り、早めに声をかけたことが功を奏し一人も出さずに済みました。

フェンシングのユニフォームは全身を覆うため、熱中症のリスクは高くなります。プレイヤーはマスクをかぶっているので見えませんが、すべてのピスト（試合場）で、ベンチにいる選手たちの顔が暑さで真っ赤でした。そのほかは、鼻出血や剣で突かれた打撲がほとんどで大きなケガもなく、無事全試合を終えたことに感謝します。



以前からSNSで交流のあった全国の指導者たちとも出会い、フェンシング人口を増やして底辺を広げ、強い人材を発掘していくことが重要だと意見交換をしました。また、神戸の指導者からはケガ予防のトレーニング指導の依頼も受け、まだまだフェンシングから離れられそうもありません。一医療人としても、できる限りサポートを続けていきたいと思います。

広報部 丸山佳洋

薄毛戯言（深読禁止）

「かわいい」という言葉が市民権を得て十数年。外国でも「kawaii」が若者の間で流行っているらしいが、今どきの青年たちは自分の服を選ぶときに「この服かっこいい」ではなく「この服かわいい！」と言って、はしゃいでいるのには驚いた。

幕末、20代の青年志士たちは皆、命をかけて日本を変えようした。坂本龍馬は33歳で亡くなるまでに大政奉還を成し遂げているのだが…。

令和5年度 宇都宮支部会のお知らせ

日時：令和5年11月18日（土）19：00～
場所：とちぎ福祉プラザ **2F 第二研修室**

当日、救護日当・交通費などを支給しますので、柔道救護などに参加された方は、必ず出席するようお願いします。



2023 (令和5年)

行事予定

※とちのきクリニック
の受付は 9:30~
11:30です

11月

- 5日(日) 10:00 とちのきクリニック 飯島医師・高野・館・小林
8日(水) 療養費支給申請書必着日
13日(月) 20:00 とちのき12月号編集会議 小森・植木・藤田
15日(水) 20:30 理事会 [当会館]
16日(木) 20:30 予備点検 [当会館] 理事・監事・支部長
17日(金) 16:00 監事会 [当会館]
18:00 報告会 [当会館]
19日(日) 日整全国少年柔道大会・形競技会・高段者大会 [講道館]
10:00 とちのきクリニック 須田医師・岡本・直江・大木
20日(月) 20:00 とちのき校正会議 小森・藤田・手塚
21日(火) 14:00 労災審査 [当会館]
24日(金) 10:00 国保審査会 [国保連合会902号室]
協会けんぽ審査会 [パルティ]
28日(火) 20:30 IT委員会 [当会館] 小森・植木

12月

- 3日(日) 10:00 とちのきクリニック 須田医師・岡本・星野訓・小林
8日(金) 療養費支給申請書必着日
9日(土) 15:00 理事会(支部長参加) [ホテルニューイタヤ]
16:00 合同部会 [ホテルニューイタヤ]
10日(日) 9:30 協同組合講演会 [当会館]
11日(月) 20:00 とちのき1月号編集会議 小森・手塚・加藤
15日(金) 20:30 予備点検 [当会館] 理事・監事・支部長
17日(日) 10:00 とちのきクリニック 飯島医師・高野・瀬端・大木
18日(月) 20:00 とちのき校正会議 小森・加藤・丸山
19日(火) 14:00 労災審査 [当会館]
22日(金) 10:00 国保審査会 [国保連合会902号室]
協会けんぽ審査会 [パルティ]
26日(火) 20:30 IT委員会 [当会館] 小森・船山
28日(木) 仕事納め

(変更や追加などはホームページをご覧ください)

川 柳

塩谷支部 船橋 仁和

正解を否定するから意地になり
世の中を甘く見過ぎたツケを知る
老後への金成るようにしか成らず

information

お知らせ

会員数

令和5年10月1日現在

会員数 **369名**
研修柔道整復師 **7名**
施術所数 **352院**



会員の異動状況報告

- ・小柔整33 太田 昌章 太田整骨院
【新住所】〒323-0022 小山市駅東通り3-14-1-7
☎0285-37-7719 令和5年9月25日 住所変更
- ・小柔整56 荒井 薫 あらい整骨院→接骨院オリーブ
【新住所】〒329-0434 下野市祇園1-25-2
☎090-3044-9799 令和5年9月7日
施術所名・住所変更
- ・小柔整84 荒井 愁平 はりきゅう整骨院あらい
〒329-0412 下野市柴769-117
☎0285-44-9799 令和5年9月1日 開設
- ・塩柔整37 滝田 藤夫 さくら整骨院
〒329-1311 さくら市氏家1214-13
☎028-682-0808 令和5年9月30日 退会

マイナ移行で保険証はどうなるの？

健康保険証はマイナンバーカード移行に伴い、現行保険証の猶予期間が終わる 2025 年秋以降に義務化されます。(保険証の廃止)

マイナ移行により、私たちの施術所ではネット環境の整備、対応する機器(カードリーダー、タブレットなど)が必要となります。機器の購入については国から41,000円を上限とした補助金が交付される予定ですが、日整では、来年3月頃までに機器の登録運用を目指し、機器の一括購入を検討しています。

細かいことはまだ未確定ですが、現時点では手書き申請書を使用している方が健康保険での施術ができなくなるわけではありませんので、ご安心ください。

編集後記



猫カフェに行ってきました。

猫っていいですね。どんな動作でも可愛いって思えるし、好きな時に遊んで、好きな時に寝て、黙っていてもご飯がもらえる。

生まれ変わったら、猫カフェの猫になりたいなあと思った52歳の秋でした…。 二宮金太郎